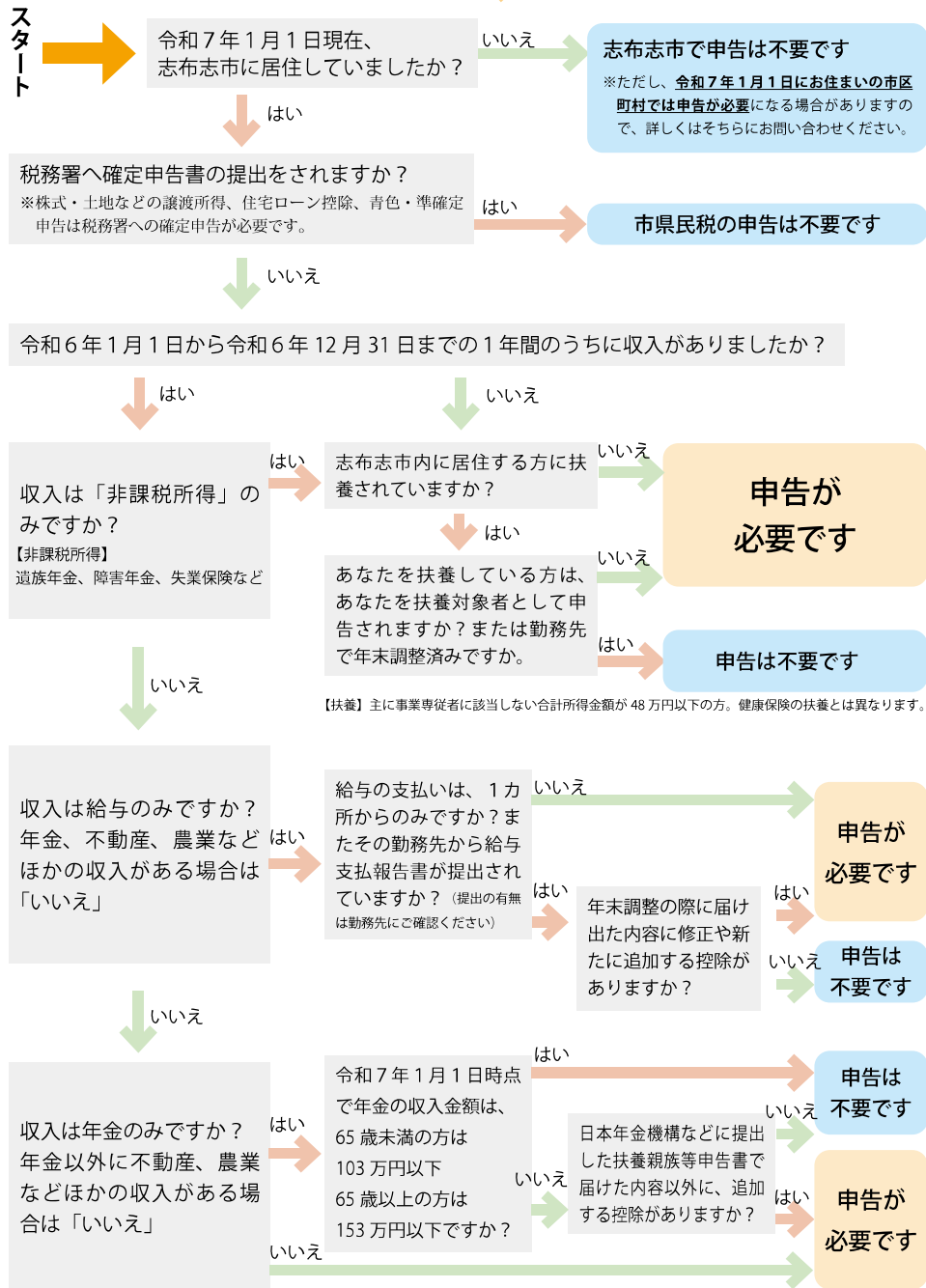


市県民税などの申告フローチャート



TOPIC

市県民税の申告相談

■問い合わせ先：税務課 課税グループ TEL 472-1111

◆申告相談日程表：

日程	場所	対象（12日～14日のみ）
2月12日（水）	松山申告相談（2月12日～14日）	尾野見地区の方 泰野地区の方 新橋地区の方
2月13日（木）	老人福祉センター （市役所松山庁舎となり）	混雑を緩和するため、地区ごとに受付日を設けています。ご協力をお願いします。
2月14日（金）		
2月17日（月）	松山地域：老人福祉センター相談室（市役所松山庁舎となり）	志布志地域：市役所志布志庁舎1階会議室
3月17日（月）	有明地域：有明地区公民館大会議室（市役所有明庁舎となり）	

※申告相談期間中は窓口での申告相談は受け付けておりません。申告会場までお越しください。

◆受付時間 9時～11時30分、13時30分～16時（土曜・日曜・祝日を除く）

申告相談の初日や最終日、月曜日は大変込み合います。時間に余裕を持ってお越しください。

◆申告のときに持参するもの

① 給与または公的年金を受給している方

給与所得の源泉徴収票、公的年金の源泉徴収票

② 令和6年1月～12月の1年間に支払った申告用証明書や領収書など

【申告用証明書】医療費、社会保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金、生命保険料、地震保険料
※国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の申告用証明書は1月下旬に発送予定です。

③ 農作物出荷証明書、肉用牛売却証明書、必要経費などの領収書または証明書、帳簿類

④ 通帳、障害者手帳（※障害者控除対象者認定書）、戦傷病者手帳など

⑤ マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード＋身分証明書（運転免許証など）

（※確認のみ。写しを添付する必要はありません）

◆注意事項

● 事業所得などで青色申告をする方や消費税申告をする方、初めて住宅ローン控除を受ける方は、本市では対応できないため、税務署にて確定申告をお願いします。

● 農業・営業・不動産などの所得や医療費控除の申告をされる方は必ず計算を済ませてからの申告をお願いします。計算をせずに領収書のみを持参されると申告に多大な時間がかかり、他の方の待ち時間も長くなってしまいます。

【大隅税務署からの申告相談会場などのご案内】

◆所得税等の申告相談会場

期間 2月17日（月）～3月17日（月）

（土日、祝日を除く9時～16時）

会場 大隅税務署

（曾於市大隅町岩川6491-2 大隅合同庁舎4階）

◆確定申告電話窓口相談

所得税や消費税、贈与税の確定申告に関する電話相談

大隅税務署 TEL 099-482-0007

（音声ガイダンス後「0」番）

申告は便利な
e-Tax の利用を
ご検討ください

《税務署》混雑を回避するため、入場には**入場整理券**が必要です。入場整理券は当日配布のほか、**国税庁LINE公式アカウント**にて事前に発行することもできます。詳しくは国税庁ホームページまたは最寄りの税務署にお尋ねください。